

公益社団法人日本地震工学会 日本地震工学シンポジウム運営積立金規程

2013年3月29日制定

(名称)

第1条 名称は「日本地震工学シンポジウム運営積立金」(以下「シンポジウム運営積立金」という)と称し、日本地震工学会内におく。

(目的)

第2条 シンポジウム運営積立金は、国内外の地震工学及び地震防災に関する学術シンポジウム等の開催を目的に必要な費用に充当する。

(資金)

第3条 シンポジウム運営積立金は、4年毎に実施する「日本地震工学シンポジウム」開催にあつてその残余金及びその果実をもって運用する。

(事業)

第4条 シンポジウム運営積立金は、本会が設置する「日本地震工学シンポジウム運営委員会」が行う事業に必要な費用に充当する。

- (1) 運営委員会会議費及びシンポジウム運営全般に係る事業
- (2) その他、理事会が必要と認めた事業

(会計)

第5条 シンポジウム運営積立金は一般会計とし、その管理は会長が行う。

(報告)

第6条 会長は、シンポジウム運営積立金による成果をその年度の総会に報告する。

(規程の改正)

第7条 本規程の改正は理事会に諮り、承認を得なければならない。

附則

- 1) この規程は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行される。
- 2) 公益認定を受けた日は、2013年5月1日である。